

〈大気中の石綿濃度等の測定〉

かき落とし、切断又は破碎を伴う石綿排出等工事の元請業者（自主施工者）は、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録、保存しておかなければなりません。 【県条例第52条の3】

（測定時期と頻度）

時 期	頻 度
石綿排出等作業の開始前	1回
除去作業中	・除去作業初日の作業開始後速やかな時期 ・除去作業期間中における7日を超えない期間につき1回以上
負圧隔離養生の解除前	1回
石綿排出等作業の完了時	1回

※ 測定結果（総繊維数濃度）の速報については、可能な限り早期に把握するようにしてください。

（測定地点）

時 期	地 点			
	作業場周辺 4地点※	集じん・排気装置 排気口付近	前室出入口 付近	負圧隔離養生 区域内
石綿排出等作業の開始前	○	—	—	—
除去作業中	○	○	○	—
負圧隔離養生の解除前	—	—	—	○
石綿排出等作業の完了時	○	—	—	—

※ 4地点は、作業場周辺のうち石綿濃度が最も高くなると予想される地点としてください。

（採取時間と測定手順）

規定事項	内 容
採取時間	2時間以上（休憩等により捕集作業を中断する場合であっても、捕集時間の合計が2時間以上となればよい。）
測定手順※ ¹	・位相差顕微鏡法により総繊維数濃度を算出 ・総繊維数濃度が1本/ℓを超えた場合※ ² は、電子顕微鏡法により石綿濃度を算出

※¹ 詳細は、告示「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法」を参照してください。

※² 総繊維数濃度が1本/ℓを超えた場合は、非常時の連絡体制にしたがい、直ちに通報してください。

（結果の記録と保存）

記録事項

- ・測定の日付及び時刻
- ・測定時の天候
- ・測定者
- ・測定箇所
- ・測定方法
- ・測定時の石綿排出等作業の実施状況（その周囲の状況を含む。）

保存の期間

3年間